

鳥取県告示第762号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成24年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成24年10月5日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域 米子市及び西伯郡日吉津村全域